平成十六年四月十三日受領
答弁第六六号

内閣衆質一五九第六六号

平成十六年四月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野洋平殿

衆議院議員山井和則君提出社会保険庁用車の処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出社会保険庁用車の処分に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの社会保険庁の公用車の廃棄、更新等の処分の基準及び考え方については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一に規定する耐用年数等を勘案し処分を行うこととしている。

二について

お尋ねの事項のうち、社会保険庁の地方支分部局及び施設等機関の公用車については、調査し、集計しておらず、また、新たに調査し、集計することは作業が膨大なものとなることからお答えすることは困難であるが、同庁の内部部局の公用車については、平成十四年度に処分した公用車はなく、平成十五年度に処分した公用車の台数は一台である。当該公用車は、平成六年度に購入した自動車登録番号「品川　三四　め　三九五八」のトヨタ自動車株式会社のクラウンであり、使用年数が耐用年数を超えたこと等を勘案して平成十五年十一月十七日に三星自動車工業株式会社と下取り価格を二十七万円とすることを含めて契約をし、同年十二月十九日に自動車登録を抹消したものである。平成十五年度に行った当該公用車の処分

は適切なものであると考える。